

第111回千葉市情報公開審査会議事録

1 日時 : 平成23年5月24日(火) 午後6時00分～午後7時30分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階「83・84会議室」

3 出席者

(1) 委員

鈴木庸夫委員、鈴木牧子委員、鶴見泰委員、中曽根玲子委員、皆川宏之委員

(2) 異議申立人及び補佐人

(3) 事務局

大木総務部長、深山政策法務課長、若菜市政情報室長、田中政策法務課主査、大槻政策法務課主事

4 議事

(1) 第110回千葉市情報公開審査会議事録について

(2) 会議の一部公開について

(3) 異議申立人の意見陳述(公開予定)

諮問第46号

(懲戒処分関係文書及び文書訓告関係文書の部分開示決定)について

(4) 諮問事項の審議

諮問第46号

(懲戒処分関係文書及び文書訓告関係文書の部分開示決定)について

(5) 諮問事項の審議

諮問第38号

(家屋課税台帳の一部を用紙に出力したものの全部開示決定)について

(6) その他

5 議事の概要

(1) 第110回千葉市情報公開審査会議事録について

事務局案のとおり承認した。

(2) 会議の一部公開について

異議申立人の意見陳述を公開することとした。

(3) 異議申立人の意見陳述（公開）

諮問第46号

（懲戒処分関係文書及び文書訓告関係文書の部分開示決定）について
異議申立人及び補佐人による意見陳述を行った。

(4) 諮問事項の審議

諮問第46号

（懲戒処分関係文書及び文書訓告関係文書の部分開示決定）について
意見陳述を受け、委員間で意見交換をした。

(5) 諮問事項の審議

諮問第38号

（家屋課税台帳の一部を用紙に出力したものの全部開示決定）について
答申案について委員間で意見交換し、答申を確認した。

(6) その他

次回の日程、議題等について確認した。

6 会議経過

(3) 異議申立人の意見陳述（公開）

諮問第46号（懲戒処分関係文書及び文書訓告関係文書の部分開示決定）について

（異議申立人、補佐人入室）

（鈴木（庸）会長） それでは、ご苦労さまです。こちらは千葉市情報公開審査会でございます。

本日は、異議申立人から請求がありました異議申立てにつきまして、諮問46号の事件でございますが、これについて意見陳述を行っていただくということでございます。異議申立人のほかに補佐人の方お1人、すみません、お名前が2人こちらに上がっているものですからお名前を。

（補佐人） 私、〇〇と申します。

（鈴木（庸）会長） 〇〇さん。

(異議申立人) きょうお1人ですね、けがをして来られませんでしたので。

(鈴木(庸)会長) わかりました。そうしますと、異議申立人のお時間は一応35分というふうにお伺いしておりますが、大体それで、2人で35分でもよろしゅうございますか。

(異議申立人) 2人で40分ということでお願いいたします。

(鈴木(庸)会長) 40分。

(異議申立人) はい。

(鈴木(庸)会長) 40分でございますけども。こちらの審議のこともございますので、40分の時間厳守でお願いをしたいと思います。

(異議申立人) ありがとうございます。

(鈴木(庸)会長) よろしく申し上げます。それじゃあどうぞ。

(異議申立人) お手元に陳述項目メモというのがありますでしょうか。この順序に従って、ちょっと意見を申し上げます。この表のほうといたしますか、論点と書かれて1から5まで、そういう順序で申し上げます。

詳細に異議申立ての補充書で述べているのですが、要するに個人に関する情報、それから団体に関する情報、法人に関する情報、それをどのような視点から把握すべきかという点が本件の、私の方の主張としての論点になっております。

結論から申し上げますと、後ろの判例をちょっと、裏に判例が出ています。この重要判例、一応4件並べたんですが、結論から申し上げますと、本件の事案は公務員の業務上の出来事であるから、最高裁の判例によっても氏名は公開されるというのが結論になるかと思っております。

ただ、その結論の出し方、考え方が基本的に最高裁と私が主張していることと違いますので、そういったことで正面から議論をしていただきたい。議論を提起させていただくということになります。

簡単にこの重要判例について申し上げますと、①についてはこれは大阪府の情報公開条例の知事の交際費について、相手方の氏名の公開が問われた事件で、この判決によりますと、相手方にとって知事との交際が私的な出来事である場合は非公開になるというような基準を立てて議論をしております。

それから②の判例は、これは千葉県の公文書公開条例に関する、公立高校の校長の出張に関してその公開が求められた事件でありまして、結論としては、公務員の業務上の氏名情報は原則、公開すべきだという結論になっています。

それから、③はこの②と同じ日に出された判決で、この事案では大阪市の公文書公開条例に関する事案ですが、やはり②と同じで公務員の業務上の氏名情報は原則、公開であると。それからこの③の判決の一つの論点は、民間会社の従業員の業務上の氏名情報の公開が問われた事件で、この③では原則として民間会社の従業員の氏名情報は非公開という結論を出しております。

④は、これは現職公務員のある会合に対する出席情報。それから、OB公務員の出席情報の、同じく公務員の氏名の公開が求められた事案で、この④の判決によりますと、現職公務員は、ここにちょっと傍線で引用してありますが、二重線のところ、私事に関する情報が含まれる場合を除き、個人に関する情報として非公開にはならないと、こういう結論を出しております。その一方で、OB公務員の場合は公務員でないからという意味で、個人に関する情報であるということで、氏名は非公開になっております。

この判決では、泉徳治裁判官の反対意見がありまして、個人に関する情報というのは私的領域の情報であるから、OBの出席情報もそれが全く私的な出席情報であればともかく、本件では業務上の情報であるんだから、個人に関する情報に該当しないと、こういう反対意見を述べております。以上が判例の経過です。

ちょっともう一度表のほうに戻ってごらんください。要するに個人に関する情報、それから団体に対する情報はどういう視点から分類するのかと言いますと、一つの、これはある本のところから引用なんですけど、各自のもの、各自の情報と言えるものは個人に関する情報であり、みんなのもの、みんなというのは、ある団体の中の構成員のものというのは団体に関する情報であると。そういう分類が適切であるというふうに書かれております。

例えば、千葉市民のもの、みんなのものという意味で、千葉市民のものはそれは千葉市という団体に関する情報となりますし、あるA社、民間会社でもA社のもの。A社のものというのは、構成員というのは決して従業員だけじゃなくて、もちろん株主も含まれてのことになるかと思いますが、そういったみんなのものは、A社という団体に関する情報になると。こういう考え方のもとで情報を分類するということになるかと思いますが。

実は、先ほど申し述べました最高裁の考え方は、極めてそこら辺の基準が恣意的なことになっておりまして、要するになぜそうなるかということ、何々に関する情報、個人に関する情報、あるいは団体に関する情報をきちんと定義しないから、そこに混乱が生じているというふうに理解ができます。

最高裁の判決によれば、先ほどちょっと引用しました、私的出来事という一つの基準で、

あるときは情報を分類したり、あるときは公務員という形で情報を分類したり。いろいろなそういったぶれがあるものですから、結局、混乱していると。同じ業務上の氏名情報でも、公務員の業務上の氏名情報は原則公開で、民間会社の社員の業務上の氏名情報は非公開となってしまうと。その結果、今これから申し上げるんですが、情報隠しが行われるということになります。

本件の事案に即して言えば、民間の、例えば私立学校の教員がこういった体罰事件を起こしたときは、公務員の場合は公開であっても公務員でない場合は非公開になってしまうとか、極めておかしな結論が出てくることになります。

重要な情報は隠されてしまうという具体例をちょっと3番で、ここに図式化して書いてみたんですが、例えば、ある建物がある地域に建築されて、その近隣住民に対する説明会が行われたと仮定します。その場合、もちろん住民、各個人が出席するわけですが、その際、建て主側、建築側の、例えばA設計事務所、これは個人事業者と仮定します。設計士A、それから有限会社B工務店の社長B、株式会社C建設の部長C、施主、建築主である株式会社D銀行の係長Dが出席したと仮定します。

ここに羅列しましたとおり、どちらかといえば上のほうに行くほど企業の事業の規模が小さい、下に行けば大規模になるという前提で私はこれを書いておりますので、そういうふうにご理解ください。

そこで、そういった説明会が行われたということの報告書が、例えば千葉市に上がってきたとします。その場合、その説明書の情報公開を求められたらどうなるのかと。最高裁の判決によれば、A設計事務所、これは個人事業者ですから、例の例外規定によってこれは公開されると。それから、有限会社B工務店は社長B、これも社長という肩書のもとで公開、Bの氏名も公開されます。それから株式会社C建設、これは部長C、施主D銀行の係長のDと。これはいずれも従業員ということですから公開されないという結論になります。

多分、これは一般的な共通の理解だと思うんですが、大会社になればなるほど地位的には下級の人が出席します。しかし、大会社になればなるほど社会的な影響が大きくなると。言ってみれば、B工務店はその地域の中での影響力はあるにしても、社会的な影響力といえ、これはC建設やらD銀行のほうが大きいと。よくこれはある事例でございます。にもかかわらず、そういったC、Dは、実は社長の代理人として出席しているはずなんです。ところがその代理人の氏名が公開されないと。これは極めてアンフェアなことです。

ちなみに私が体験した経験を申し上げます。ある談合の事件の訴訟事件で、私は原告の代理人で住民訴訟をしました。その際に談合した氏名はわかるんですが、どこに住んでいるかわからないということで、それぞれの会社に裁判所で照会を出しました。そうしますと、半分以上はその住所・氏名が返ってきたんですが、ごめんなさい、氏名もわからない方もありました。氏名もわからないというのは、入札に来た人はわかるんですが、実際、入札の担当者が決めているわけじゃなくて、一定の支店の支店長だとか副支店長だとか、そういう方が入札という、最終的な金額を決めるというのが慣行ですから、その支店長、副支店長の氏名は明らかにせよということで、裁判所を通じて照会をしました。

そうすると、中にはプライバシーだから回答できませんと、こういう回答が返ってくるんですね。結局、会社のそういった情報が隠されていると、あらゆるところでそういう弊害が生じているというのは、もうこの委員の皆さんもよく御存じかと思います。

さてそこで、最高裁並びに一連の判例では、氏名はプライバシー情報であるという命題を立てて最初に論じています。そこで、これについてちょっと私のほうから、そうではないということを申し上げたいと思います。

ちょっとこちらをごらんください。

これは三角形です。私が勝手にきょうの話のために書いてきたんですが。実は私が大学のときの教養課程の哲学の先生の話で、これからちょっと受け売りさせていただきます。

ここには三角形が書いてありますが、その先生いわく、ギリシャの哲学者プラトンは砂の上に三角形を書いたと。その三角形を見ながら、実は砂の上の三角形というのはこのとおり線に太さもあるし、それから内角の和は決して180度ではないと。しかしプラトンは、この三角形を描きながら、ここに内角の和が180度で、かつ線の太さがない三角形を頭で描いていると。それがアイデアなんだという説明をしました。つまり、人間というのは、ものの視覚的に見ながら、いろんなことを考えているんだということの一つの例だということで、私はきょう、まずこの話をさせていただきます。

そこで、次に本件の問題になります。ここに、こういう印刷物があります。これはもちろん私の名前です。しかし、これは何の意味もないんですよ。もう黒の点の集合というふうにまず理解してください。その上で、これは単なる紙の上の記号でしかありません。これ自体、この辺に置いても何の情報としての意味がないんですよ、この記号は。この記号が情報化するというのはどういうことかということ、ある事実と結びついたときに初めて情報化するということになります。

ある事実、例えばAさんが何年何月何日、家族とともに京都へ行ったという事実があったとします。奈良の法隆寺を見学したと。そういう事実と結びつくと、このAさんという名前は情報化します。あのAさんだと。そして、その情報というのは、多分、家族で旅行したんだろうということで、プライバシーの情報になるんですね。

ところが、私は書きましたとおり、弁護士という仕事をしておりまして、私が何年何月何日に、だれだれの代理人で千葉地裁の法廷へ出頭したという事実と結びついた情報を考えてください。その場合は、もはや私は仕事として行くことになりますから、まさに個人事業者の、個人に関する事業情報であるということになるわけです。つまり、ここに書かれている名前は、プライバシーでも何でもありません。ただ、こういった名前が情報と結びついたときに、初めてプライバシー情報になったり、業務上の情報になったりすることで、氏名が単にプライバシーだなんていう命題は虚構にしか過ぎないんです。そこを皆さんよく理解してください。その虚構に基づいて最高裁の判例、あるいはこれは話せば長くなりますから申し上げますが、一連の下級審の判例はそういった虚構がわかっているものですから、業務上の氏名情報は公開するということをやってきたわけです。それで私は仙台地裁の判例を引用します。そこでもそうです。ところが平成15年の最高裁の判例によって事案は逆転してしまったという経過でございます。

もうちょっと申し上げますと、その結果、もう一度、先ほどの会社の説明会の事例を見ていただきたいんですが。結局、この日本という社会は、そういった判例によって、逆に強いものが保護され、弱いものがさらし者になってしまうと。つまり、これは私の体験ですが、代理人弁護士という名前は千葉県の情報公開の事例ですが全部オープンになっています。この千葉市ではどうかは、私、承知していませんが、もちろん業務情報だからです。結局、零細の企業の社長なり、あるいは個人事業者の名前がオープンになるけれど、大会社の従業員の名前はオープンにならないというような、極めてアンフェアな事実が起きているということをご理解いただきたいと思います。

なぜそういう虚構という固定観念が支配されているのか、支配しているのか、そこは私、本当にいろいろ考えました。これから申し上げることは偏見と独断に基づくものですが、一応、私なりの仮説をこれから申し上げたいと思います。

私は法学部を出た後に、もちろん司法試験を受けたわけですが、司法試験で、法律以外のいわゆる教養科目というのがありまして、その受験で政治学を勉強しました。政治学で受験しました。法学部を卒業してから、教養では私、残念ながら政治学をとらず、経済学

だとか哲学だとかとっているんです、政治学をとらなかったのが、政治学を司法試験のときに勉強し始めると、本当に正直いってショックを受けました。何がショックを受けたというと、極めて法の世界の解釈論とは全く異質な議論をするということです。それはどういうことかといいますと事実の分析です。

政治学科、政治学あるいは経済学、社会学では、学生は事実の分析方法をまず学びます。そこで、分析について方法論は何かということが、いろいろ昔から議論されるようになってきます。ところが法学部のカリキュラムというのは、これは私の体験的な事実なんです、そうした事実の分析はおろそかにされ、一定の、前提の事実とは所与のものとしてその法の解釈・適用が主流なのが法解釈学です。もちろん私の学生時代から社会法という、ちょっと正確な名前は忘れましたが、いわゆる、そういった事実を分析する学問もあるんですが、主流はやっぱり法解釈で、特に司法試験では法解釈の論題が出ますから、結局、法学部は法解釈が主流なんですよね。そうすると、事実の分析する機会がないと。

結局、やはり我々にとって何が重要かということ、やはりその事実を分析して、その上でその事実をどう受けとめるかということが問題でありまして、私がちょっと申し上げた、先ほどの出席者情報が、大企業の社員は名前は伏せられ、零細企業の零細社長の名前がオープンになると、その事実を一体どう我々は受けとめなければいけないのかと、問題があるじゃないかと。その問題があるのだったら、それはおかしいじゃないかというふうに考えていくのが事実の分析力の役割なんです。

ところが、そういった事実の分析を学ばないで、法学部を卒業して司法試験に受かって裁判官になれば、その事実の分析が全くおろそかになってしまうと。ただ概念的に、個人に関する情報は個人に関するすべての情報であるみたいな、定義すらなっていない定義を平気で判決で行っているというのが、日本の今の民事の司法の現状なんです。

そういったところから、結局、結果としていろんな不都合な事実があっても目をつぶってしまう。あるいはわからないまま判決を下してしまうというのが現状になっております。

あるときは、私、実は東京地裁の判例、ストックオプションに関する判例を補充書で引用してありますので、そこを見ておいてください。そこでは、法律家としてきちんとストックオプションとは何かということをまず定義しています。定義しなければ法律論はできないんです。ごめんなさい、ちょっと違いました。給与所得は何かということを定義した上で、ストックオプションは給与所得ではないというふうに東京地裁は判決しています。つまり、給与所得は何か、一時所得は何か、いろいろな所得の種類があります。それ

ぞれの所得に関して必要な範囲で定義をして、ストックオプションはその範囲に入るのかどうかということを議論する、それが法律論なんですね、まずは。ところが最高裁の判決では、個人に関する情報は定義すらしていませんから、その結論は常にあやふやになり、左に行ったり右に行ったりしてしまうということになるわけです。定義もしないで判決を下すことに何の矛盾、無原則に気づかないというのが現代の、少なくともこの私が裏で書いた最高裁の一連の判例の実態なんです。

ちょっと参考までに、こういう本を皆さん読んだことがありますでしょうか。「菊と刀」という、これはルース・ベネディクトというアメリカの人類学者が書いた、戦前に書かれた、アメリカが第二次世界大戦、日本との戦争が始まってから書かれた本で、年配の方は皆さん読んでいるはずですが。要するにアメリカが対日戦争を行うに当たって、日本の文化を研究しなきゃならないということで、人類学者に日本の研究をさせたその成果です。私はその中身じゃなくて、この書評で、川島武宜という民法学者が書評を書いているんですが、その中のくだりに私は感激しています。いつもこれを紹介することにしていきます。ちょっと読ませていただきます。

「本書は、元来、日本を征服し日本を占領統治するという戦争目的のために書かれたものではあるが、われわれにとっては無限の教訓の書である。本書において、事実を歪曲して自分の国に有利なことばかり書くように強制し、また敵国を子供じみたしかたで罵倒することしかしなかった国と、戦争中にかくも地味な科学的な敵国分析を着々とやっていた国とのちがいを、人は見落としてはならないであろう。」と書かれています。つまり、人類学ですから、社会学的な分析を、きちんと日本の文化について分析をしている。当たりはずれはいろいろあるにしても、そういった事実の分析というのがいかに大切かということを書いていきます。

そういったことで、この事案についても一体この結論に至る過程をどういうふうにするのかということについて、まずは事実、最高裁の判決によってはどういう結果が生まれるのかということ、よく検討していただきたいと思います。

最後に申し上げます。先ほどの例の、住民の説明会という、私、例を申し上げましたが、その説明会の報告書が千葉市に上がったとします。そして、どういう報告書が千葉市に上がったかということに、当然、住民は関心を持ちますから、仮に住民のXさんが、その情報公開を請求したとします。それで先ほどのその場合、情報公開はこうなる、今の最高裁の判事だったらこうなるんじゃないかということ、私、申し上げたんですが、その住民X

さんがした情報公開請求書に対して、情報公開請求があったときはどう対応になりますでしょうか。特に住民Xさんの氏名はどうなりますでしょうかという、まずそれが一つ、私の問題提起ですね。

それから、きょう私がここで情報公開している、私の情報公開請求書が、どなたからか情報公開されたらどうなりますでしょうか。私の名前は公開されるのでしょうか、非公開になるのでしょうかという問題を提起させていただきます。

私の結論は、住民の方が、その報告書についての情報公開請求書は、あくまで住民個人の私生活の延長であるとはとりあえずは考えますので、その氏名はプライバシー、個人に関する情報として非公開になるというのが妥当な結論かと思っています。その一方で、私の今回の請求書の氏名は、決して私の単なる私的な生活の延長ではないんですね。それはどういうことかと申し上げますと、私は以前、千葉県の高校である講演会が行われたということを前提に、その講演会、講演をした講師の氏名の情報の公開請求をしたことがあります。

そうしましたら、これを裁判所は、もちろん千葉県もそうですが、講師の氏名はプライバシー情報であるとして非公開にしました。私はとんでもない話であるというふうに思っています。なぜとんでもないか。その講師は、決して私生活の延長としてその学校にきたわけじゃないんです。その学校の生徒によく育ってほしいという願いから、そういう公的な視点から、学校の教師と同じ立場で講演活動をしているんですね。大多数は大学の先生なり、あるいはそういった方が来られるのだと思いますが、そういった意味で、それは決してプライバシー情報ではなくて、人に対して一定の影響力を与える社会活動であるというふうに私は思っております。その社会活動を匿名ということでオープンにしない限り、決して健全な社会にはならないというふうに私は思います。

きょうの私の請求も、実は私の個人の問題ではなくて、ここでは千葉市ですが、私は千葉県に住んでおります、千葉県の市民のために何かお手伝いできないかと。最近ちょっと仕事をほとんどやっておりませんので、そういった意味でボランティアとしてお手伝いできないかということで、きょうここにも来ておりますので。それは、失礼な言い方かもしれませんが、先生方にぜひ私の考えを取ってもらいたいという、影響をしようとして来ているわけで、それは決してプライバシーの問題ではないというふうに私は思っております。

以上、そういうことで、ぜひとも改めて私の補充書、詳しく述べてありますので、一遍読んでいただければありがたいと思います。そして、やはり、私、いつも裁判でも言うん

ですが、論理的整合性だけではなくて、社会的妥当性が必要であると。判決もこの種の、こういった審議会の決定ももちろん論理的整合性が必要です。それと同時に、社会的妥当性がなければ空論になってしまいます。そういった意味で、何が社会的妥当性があるかということこそ、まさに先ほどの事実の分析を前提としなければそれは出てきません。

そういった意味で、ぜひとも委員の皆さんにおかれては、改めて私が出したいろんな書面、ちょっと多くて申しわけないんですが、読んでいただいて検討していただければありがたいと思っています。

以上で、私の意見を終わります。

(鈴木(庸)会長) ありがとうございます。

それでは、補佐人の〇〇さん。

(補佐人) 補佐人の〇〇でございます。異議申立人の格調高い主張で補佐人なんて何かおこがましいなと思って、何かちょっと声が震えるんですが、一言申し上げたいと思います、純然たる一市民として。

それで、行政も都合のいいことで使い分けているなと思います。というのは時代が違うんだけど、先ほど下の市政情報室で調べてもらったんですが、平成19年、今から4年前、パワハラで〇〇中学校で、その校長が、あほの校長が、大体校長になるのはろくなやつはいないと僕は思っているんだけど。その校長がですね、教務主任をどなりつけて、最後その教務主任が死んじゃったんですよ、自殺したの。〇〇中学校事件です。

そのときに報告書が出てきたんだけど、今度のこのフォーマルとは違って、この校長の名前が伏せられていて被害者の名前が堂々と出てくる。同じ行政がやることです、時代が変わったのかもしれない。今度は校長の名前が出ていて、それで生徒をぶん殴ったか何かした職員の名前は消されていると。そこで、今度その理由書を見ると、これわからないんです、何回読んでも僕はわからない。ただ、どうやらこうやらわかったのがですね、この理由説明書の5ページ。5ページの真ん中の段落です。そこでとある。「そこで異議申立て対象情報が、公務員の職務の遂行に係る情報に該当するか否かを検討する」と。そこはいいんだけど、「公務員が懲戒免職等を受けたことは公務遂行等に関して非違行為があったことを示すに留まらず、」その次なんです、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる」云々と、ここでわからなくなっちゃったんですよ。

それで、ふっと気がついたのが、例えば、僕は大体、千葉市ではなくて県のほうでいろいろやっていて、情報公開だけをやっているんですが、この前18日から県議会が開かれ

まして、例の震災を受けて臨時県議会が。それでそのときにですね、専決処分の承認を求める議案が出てきました。そのときには、高等学校の生徒がロードレースの練習をやっていて、止まっている車にぶつかって2人とも死んじゃって、それで幾らかの補償金を払うという和解の案ですね。そうすると、遺族、被害者の名前の、それは名前も死んでしまっていないから、その両親の名前が出てくる。アドレスももちろん出る。そのときに監督責任を問われている教員の名前は出てこない。これは一体何でかなと思ったんです。これと同じような発想なんですかね。ちょっとは違うのかな。

そういった例は、僕は隣の異議申立人にいろいろアドバイスを受けながら、先頭に立ってはいないんだけど、もう1人の若いのが先頭に立っているんですが、請願訴訟で裁判をやっています。そうすると、たまげたことに相手から、県から出てくる答弁書なんかを見ると明治憲法そのものなんですね。おやおやと思ったの。

それで、このように何かおかしいことをやって、公務員がやると隠すというのもやっぱり明治憲法、天皇の官僚が悪いことをすることじゃないんだということの延長線できていて、それをいろんなへ理屈をつけていっているのが、この理由説明書かなど。特にさっき読んだところね。僕は一番合点がいかないところであります。

それからもう一つ、感心したのは、僕もいろいろ事故報告書を取っていろいろ勉強をするんだけど、このように非常に多くの資料が出てくるというのは、千葉県ではありません。千葉市はよくやっているなと思っております。ただ墨塗りがちょっと多かったんです。

そういうことです、以上です。

(鈴木(庸)会長) 私のほうから、1点だけ確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の異議申立人の異議申立ての趣旨ですね、これはその3点は、部分非開示がありますけれども、そここのところを開示するべきだということで、その点はよろしいですか。

(異議申立人) そうですね。書面のとおりです。

(鈴木(庸)会長) わかりました。

ほかに委員の方で、質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(鈴木(庸)会長) それでは、委員の方もなさそうですので、これで終了させていただきます。どうもご苦労さまです。

(異議申立人) どうもありがとうございました。

(補佐人) 失礼します。

—— 了 ——